

## 1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

### (1) 基本理念

いじめの問題は、特定の一部の児童の問題ではなく、どの学級、どの児童にも起こりうる問題であるという認識を常に持っていなければならない。  
本校では、いじめの問題は学校における最重要課題の一つであると考えている。いじめ問題にきちんと向き合い、解消していくために、児童自身も含めて、学校・家庭・地域・関係機関等が一体となって取り組んでいく。そして「健康で思いやりの心を持ち自立できる子どもたち」を組織的・継続的に育てていく。

### (2) 学校及び職員の責務

- ① 学校に携わる教職員一人一人が、改めていじめ問題の重要性を認識し、日ごろからいじめを許さない学校運営・学級経営等に努める。
- ② 子どもたちのサインを見逃さず、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速に学校全体で取り組むとともに、家庭や地域、教育委員会を含めた関係機関との連携を図り、適切な対応を行う。
- ③ 本基本方針については、学校ホームページにて周知を図るとともに、年度毎に対策等を見直し、学校・家庭・地域が連携・協力していじめ問題の解消に努める。

## 2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍している児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であり、その行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものとする。

### (2) 基本施策

#### ① 学校におけるいじめ防止

##### ア いじめについての共通理解

児童に対して、日常的にいじめ問題について触れ「いじめは絶対に許されない」という認識を学校全体で共有する。

##### イ いじめに向かわない態度・能力の育成

児童の社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、お互いの人格を尊重する態度を養う。

##### ウ 自己有用感や自己肯定感を育む

児童が活躍できる場の設定や、お互いを認め合える場の設定を行う。

#### ② いじめの早期発見のための措置

##### ア 日常的な観察

休み時間、放課後などの児童との会話を通して児童の様子を把握する。

##### イ 教育相談の充実

教育相談週間の設定などにより、悩みを聞く機会を設ける。また、保健室や相談室の利用など相談窓口について周知する。

##### ウ アンケートによる調査（年4回／実施時期6月、9月、11月、2月）

いじめに関するアンケート調査を定期的の実施して、安心していじめを訴えられるようにするとともに、一人一人の状況を把握する。

### (3) 組織

生徒指導部会を母体として「いじめ防止部」を設置する。

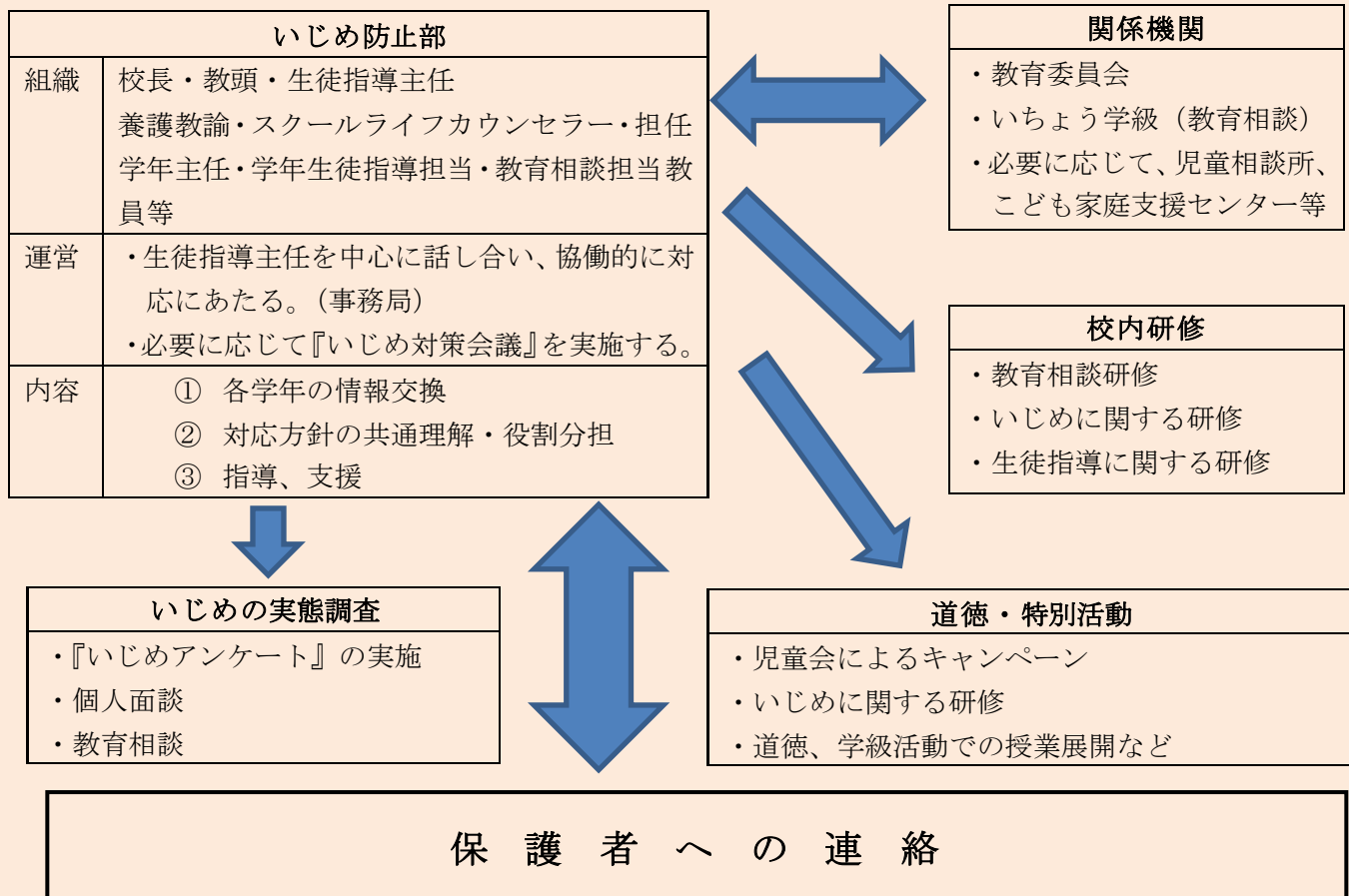
校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭、スクールライフカウンセラー、で構成し、必要に応じて担任、学年主任、学年生徒指導担当教員、教育相談担当教員等を追加する。

(4) 組織的ないじめ対応の流れ

～組織対応の基本的考え方～

- 1 いじめ問題はチームで対応する。
- 2 担任を学校全体でサポートする。
- 3 問題解決は、安易に解決したと判断せず、3ヶ月経過観察を行う。

< 学校体制 >



いじめを把握した場合に組織的対応の進め方

- ① いじめの発見、組織による実態把握
- ② 多面的な事実確認（情報交換）
- ③ いじめ対応の組織編成、重大事態の判断
- ④ 対応方針の共通理解・役割分担
- ⑤ 保護者へ対応策の説明
- ⑥ いじめを行った児童への指導、いじめを受けた生徒への支援（状況に応じて、学級、学年への指導）
- ⑦ 指導経過の確認



3 学校評価における留意事項

いじめの実態把握や対応が促されるよう、学校評価に次の項目を加え、適正に本校の取組を評価する。

- いじめの未然防止や早期発見に係る取組に関すること。